

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

今般、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会宛に情報提供がございました。

本通知でご案内する「性感染症に関する特定感染症予防指針」は、その有効性を維持・確保するため、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要に応じて変更していくものとされております。今般、以下の通り改正されましたこと、ご報告いたします。

なお、本指針は令和 7 年 11 月 10 日より適用されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

本指針は、性感染症における総合的な施策推進を図るために作成されたものであり、原因究明、予防、医療提供、研究開発、国際連携等の施策の推進のため、国、地方公共団体、医療・教育関係者、NGO 等が連携して対策推進することを目的とした行動指針である。

第 2 主な改正事項

前文

- 性感染症について、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」を「性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題」に変更
- 以下の内容を追加する
 - 梅毒について、多様な機会を通じた感染拡大の可能性があることから、その実態を把握し、各々に配慮した対策を検討すること

- 先天梅毒の増加を受け、知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要であること
- 特別な配慮を必要とする者における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発、相談、医療提供等を行うこと

第一 原因の究明

- 以下の内容を追加する
 - 発生動向を把握するため、各団体等との連携や、NDB等の多様な情報源の活用を進めること
 - 迅速な発生動向把握のため、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進すること

第二 発生の予防及びまん延の防止

- 以下の内容を追加する
 - 様々な層に適した行動変容を促すため効果的な普及啓発の実施の重要性
 - 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者の、普及啓発に携わる者への教育及び学校現場での教育に積極的に協力することの必要性
 - 女性に対する普及啓発について、パートナーや家族からの協力・理解促進の必要性
 - 妊娠を希望する女性、そのパートナーに対し性感染症予防に十分留意することを促すことの重要性
 - 検査の外部委託を可能にすること

第三 医療の提供

- 以下の内容を追加する
 - 国及び都道府県等は、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成し、地域に普及させるよう努めることの重要性
 - 一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保の重要性

第四 研究開発の推進

- 「検査や治療等に関する研究開発の推進」を「検査、治療や予防等に関する研究開発の推進」に改める。
- 「疫学者や都道府県等の協力を得る」を「疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びN G O等の協力を得る」に改める
- 「NDB、各自治体のサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく」ことを追加

第六 施策の評価及び関係機関との連携

- 連携先として「こども家庭庁」を追加

以上

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号。以下「指針」という。）については、厚生科学審議会感染症部会及びエイズ・性感染症に関する小委員会における検討結果等を踏まえ、別添のとおり改正いたしました。

主な改正内容等は下記のとおりですので、性感染症対策の推進に当たっては、改正の趣旨を踏まえるとともに、管内の関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

本指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携、施策の評価及び関係機関との連携等、性感染症予防に関する総合的な施策の推進を図るために作成されたものであり、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者及びN G O等がともに連携して性感染症対策を進めていくための行動指針である。

また、本指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとしている。

第 2 主な改正事項

前文

- 性感染症について、「生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題」を「性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題」に改める。
- 以下の内容を追加する。
 - ・ 梅毒について、性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告が多い一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されており、我が国における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことが重要であること。
 - ・ 先天梅毒も増加しており、梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要であること。
 - ・ 我が国においては、性感染症の施策の実施において、特別な配慮を必要とする者として、生殖年齢の女性や妊婦、性風俗産業従事者・利用者、男性間で性的接触を行う者（以下「MSM」という。）等における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発、相談の機会や医療の提供等の対策を講じていくことが重要であること。

第一 原因の究明

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 感染症の発生動向を把握するため、学術団体や民間企業、N G O等との連携や、匿名医療保険等関連情報データベース（N D B）等の多様な情報源の活用を進めること。
 - ・ 迅速な発生動向の把握の観点から、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進すること。

第二 発生の予防及びまん延の防止

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 様々な層に適した行動変容（自らの健康の問題として意識し行動を変えていくことをいう。）を促すための効果的な普及啓発を実施していくことが重要であること。
 - ・ 知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要があること。
 - ・ 女性に対する普及啓発について、パートナーや家族からの協力・理解の促進が必要であること。
 - ・ 妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことが重要であること。
 - ・ 検査の外部委託を可能にすること。

- ・ 普及啓発及び相談指導について、N G O等との連携を図ること。

第三 医療の提供

- 以下の内容を追加する。
 - ・ 国及び都道府県等は、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成し、地域に普及させるよう努めることが重要であること。
 - ・ 一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保することが重要であること。

第四 研究開発の推進

- 「検査や治療等に関する研究開発の推進」を「検査、治療や予防等に関する研究開発の推進」に改める。
- 性感染症に関する各種疫学研究の強化について、「疫学者や都道府県等の協力を得る」を「疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びN G O等の協力を得る」に改める。
- 「国の匿名医療保険等関連情報データベース（N D B）、各自治体が実施しているサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく」ことを追加する。

第五 国際的な連携

- 改正なし。

第六 施策の評価及び関係機関との連携

- 連携先として「こども家庭庁」を追加する。

等

第3 適用期日

公布日（令和7年11月10日）から適用する。

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正のポイント

【現状・課題】

性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症）は、基本的に20代が多いものの、梅毒においては男性は20-50代までの幅広い層の報告が見られており、**性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性における報告数が一定数存在する一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されている**。また、**梅毒報告数の増加に伴い先天梅毒の報告数も増加**しており、こうした状況を踏まえ今般の指針改正では、以下の重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的な性感染症対策を実施していく方針。

【対応（指針改正）方針】

梅毒の流行収束及び他四疾患の感染拡大防止を目標に、性的接触があれば誰もが感染リスクがあることを前提の上、特別な配慮を必要とする生殖年齢の女性や妊婦、性風俗産業従事者及びその利用者、MSM等へ**それぞれに配慮した発生動向の実態把握、啓発、対策を実施**する。

改正のポイントと内容

○指針の対象者の拡大とハイリスク層の設定

（ポイント）

性感染症は性的接触のある全ての人に感染リスクがある。**特別な配慮が必要な層への実態把握、またパートナーや家族も含めた啓発、対策が重要**。

（指針の改正内容）

- ・生殖年齢にある男女のみならず、性的接触があれば誰もが感染する可能性があることから、性的接触のある全ての人々に記載を修正。
- ・性感染症対策を効果的に実施するため、特別な配慮を必要とする者を記載し、それぞれに配慮した発生動向の実態把握、パートナーや家族も含めた啓発、対策の重要性を言及。

○実態把握等の継続・強化

（ポイント）

既存のサーベイランスシステムに加え**多様な情報源を活用**することで、**より広範な実態把握**を可能にする。

（指針の改正内容）

- ・疫学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、「学術団体」や「民間企業」、「NGO等」との連携について記載。
- ・性感染症の幅広い実態把握を推進するため、NDB等のデータを活用する旨記載。

○予防、感染拡大防止の強化

（ポイント）

保健所における検査体制の強化、また、プレコンセプションケアの取組も含めた、**行動変容を促す効果的な普及啓発**により、感染予防及び感染拡大防止を図る。

（指針の改正内容）

- ・今後の事業継続を見据えた検査体制の強化として「検査の外部委託」の活用促進を追記し、あわせて、保健所等における検査陽性時には確実に医療につなげることが重要である旨記載。
- ・性感染症に関する理解を推進するために、学校教育や、地域・家庭における社会教育において、関係機関間の連携をより一層強化することが必要であること、また、医療従事者に限らず専門家が積極的に協力する必要がある旨記載。
- ・予防の観点から、検査・治療・予防等を含む研究開発が重要な旨記載。

○医療体制の充実

（ポイント）

研修強化や相談体制の確保等の医療体制の充実や、**薬剤耐性対策**を踏まえた研究の推進を図る。

（指針の改正内容）

- ・梅毒の包括的かつ専門的な手引きの作成・普及、性感染症専門家や医療従事者への研修強化や相談体制の確保、治療が継続できる体制づくりの推進が重要である旨記載。
- ・薬剤耐性対策の推進のため、疫学研究と診断方法の開発を追記。

性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）

性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、^{せんけい}尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）を介して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する可能性がある感染症であり、性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題である。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道^{せうよう}搔痒感、帯下の増量、皮膚粘膜症状、咽頭の違和感等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が、治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「H I V」という。）に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に感染した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることが問題点となっている。

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまうおそれがあること、また、性的接触を介して感染するため、患者等の人権の尊重や個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づく発生動向の調査により把握される報告数は全体的には概ね横ばいの傾向が見られている。全数把握疾患である梅毒については、平成二十三年以降、全体の報告数のうち多数を占める男性の報告数の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されている。年齢階級別においては、男性は二十代から五十代までの幅広い層を中心に報告されているが、女性は二十代に多く報告されている。性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告が一定数存在する一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されている。このように、我が国における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことが重要である。また、全体の報告数増加に伴い、先天梅毒も増加しており、梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要である。その他の性感染症については、引き続き十代の半ばごろから二十代にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の割合が高いことや、咽頭感染等が指摘されていることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

また、我が国においては、性感染症の施策の実施において、特別な配慮を必要とする者として、生殖年齢の女性や妊婦、性風俗産業従事者・利用者、男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「M S M」という。）等における発生動向の実態を把

握し、それぞれに配慮した啓発、相談の機会や医療の提供等の対策を講じていくことが重要である。

性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染する又は感染を広げる可能性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。特に、若年層を対象とした予防対策を重点的に推進していく必要があるため、学校等とより強固な連携をしていくことが必要である。また、H I V感染症（H I Vに感染している状態であって後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）を発症していないものをいう。以下同じ。）・エイズと性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いため、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十四号）に基づく対策との連携を図ることが必要である。

本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者、当事者支援団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「N G O等」という。）等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある感染症は、H I V感染症・エイズ、B型肝炎を含め多数あることに留意する必要がある、本指針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

なお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 基本的考え方

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があっても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。そのため、性感染症の疫学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、その発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、学術団体や民間企業、N G O等との連携や、匿名医療保険等関連情報データベース（N D B）等の多様な情報源の活用を進めるとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必

要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

二 発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実に図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条の規定に基づき、指定届出機関からの届出によって発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、これら四つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準（定点選定法）をより具体的に示すとともに当該機関について定期的に調査して、発生動向調査の改善を図るものとする。都道府県は、性別、年齢階級別など、対策に必要な性感染症の発生動向を把握できるように、かつ、関係機関、関係学会、関係団体等及びN G O等と連携し、地域における対策に活用するため、地域によって偏りがないように留意して、指定届出機関を指定するものとする。また、迅速な発生動向の把握の観点から、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進する。

三 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化

国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症のり患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用、予防接種並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

また、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じ、各個人の行動を性感染症に感

染する危険性の低いもの又は無いものに変えるものであることが重要である。

具体的には、一般的な普及啓発の実施に加え、様々な層に適した行動変容（自らの健康の問題として意識し行動を変えていくことをいう。）を促すための効果的な普及啓発を実施していくことが重要である。その実施に当たっては、インターネットやSNS等を活用し対象者の実情や状況に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実に図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

このような取組を通じて、国が、都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくことが重要である。

二 普及啓発及び教育

予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情や状況に応じた配慮を行っていくことが重要である。

例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、適切な人材の協力を得つつ、正確な情報提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要である。そのため、知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要がある。学校における教育においては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえることが重要である。また、教育を行う者は性感染症に関する教育の重要性を認識するために、性感染症から自分の身体を守るための情報を正しく理解する必要がある。そのために、保健所等は、教育関係機関及び保護者等と十分に連携し、学校、地域及び家庭における教育と連動した普及啓発を行うことが重要であり、国は、このような普及啓発に利用可能な資材の開発、性に関する指導者育成のための研修等の実施等を支援していく必要がある。

また、女性の場合には、解剖学的に感染の危険性が高く、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内炎症性疾患の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性がある。そのため、女性に対する普及啓発は、それぞれの対象者の意向を踏まえるとともに、パートナーや家族からの協力・理解の促進や、対象者の実情や状況に応じた特別な配慮が必要である。普及啓発に当たっては、妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことや、性感染症及びその妊娠や母子への影響を性と生殖に関する健康の問題として捉える配慮をすることが重要である。また、性的虐待や性犯罪等の被害者に対する支援や緊急避妊のための診療等の場においては、性感染症予防を含めた総合的支援が求められる。加えて、尖圭コンジローマについては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要である。

一方、性感染症として最もり患の可能性の高い性器クラミジア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するので、そのまん延の防止に向け、より一層の啓発が必要である。

コンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性感染症の感染を予防する効果があるが、コンドームだけでは防ぐことができない性感染症がある等の情報について、国及び都道府県等は民間企業及びN G O等とも連携しながら普及啓発に努めるべきである。

なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症に係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要がある。

三 検査の推奨と検査機会の提供

都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の提供を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受検を推奨することが重要である。その際には、検査の趣旨及び内容を十分に理解させた上で受検させ、必要に応じて治療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症及び淋菌感染症にあっては病原体検査（尿を検体とするものを含む。）を、梅毒及び性器ヘルペスウイルス感染症にあっては抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。

そのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の機会確保に努めるために、検査の外部委託も可能にするとともに、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えることが重要である。また、性感染症に関する普及啓発のために、各種行事の活用、検体の送付による検査など、個人情報の保護に留意しつつ、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。なお、検査の結果、受検者の感染が判明した場合は、当該受検者に、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、確実に医療に結び付けることが必要である。また、その当該受検者を通じる等の方法により当該受検者の性的接触の相手方にも必要な情報提供等の支援を行うことで、検査の受検を促し、感染拡大の防止を図ることも重要である。

また、国及び都道府県等は、検査を受けることが、個人個人においてどのような状況下（タイミング）で必要なのかという点に関しても、若年層を含め広く国民が十分に理解できるように、様々な機会を通じて啓発していくことが求められる。

さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関して、学会等が作成した検査の手引等を普及していくこととする。

四 相談指導の充実

保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談、妊婦等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情や状況に応

じた対策の観点からも有効である。そのため、都道府県等は、性感染症に係る検査の前後において、当該性感染症に関する相談及び情報収集を円滑に推進するとともに、そのまん延の防止を図るため、医師及び保健師等を対象に相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努めるものとする。また、これらに当たっては、医療機関、関係団体、教育機関及びN G O等との連携並びにH I V感染症・エイズ対策との連携を図ることが重要である。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染やまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たっては、診断、治療や予防の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。また、若年層が受診しやすい環境づくりへの配慮も必要である。

二 医療の質の向上

国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成の上迅速に提供し、地域に普及させるよう努めることが重要である。

特に、学会等の関係団体は、標準的な診断、治療や予防の指針等について積極的に情報提供し、医療従事者に対する普及啓発を図ることが重要である。

また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な診療科を横断した性感染症の専門家養成や一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保することが重要である。

三 医療アクセスの向上

国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい医療体制の整備等の環境づくりとともに、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制づくり、治療を継続できる体制づくりを推進することが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、N G O等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。

第四 研究開発の推進

一 基本的考え方

性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査、治療や予防等に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医

学面における研究等を対策に活用できるよう総合的に推進することが重要である。

二 検査、治療や予防等に関する研究開発の推進

性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅速かつ正確に結果が判明する検査薬や検査方法等の検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的な治療方法の開発、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する疫学研究、診断方法の開発、治療方法等の開発及び新たな治療薬の開発やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、海外で使用されている治療薬が国内においても使用できるようにし、海外との格差を是正していくことが重要である。さらに、ワクチン開発の研究、新たな予防方法の可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

国は、発生動向の多面的な把握に役立てるため、性感染症に関する各種疫学研究について、疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びN G O等の協力を得る等により強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。また、国の匿名医療保険等関連情報データベース（N D B）、各自治体が実施しているサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく。

四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究

国は、性感染症を早期に発見し、治療に結び付けるための試行的研究、性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究、感染リスクや感染の防止に関する意識・行動等を含む社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究をH I V感染症・エイズ対策の研究と連携して進めることが重要である。

五 研究評価等の充実

国は、研究の計画を厳正に評価し、重点的に研究を支援するとともに、研究の成果についても的確に評価した上で、評価の高い研究成果に基づく施策を重点的に進めていくことが必要である。また、研究の結果については、広く一般に提供していくことが重要である。

第五 国際的な連携

一 基本的考え方

H I V感染症・エイズの主要な感染経路が性的接触であることのみならず、性感染症にり患している者がH I Vに感染しやすいということに鑑み、予防対策上の観点から性感染症とH I V感染症・エイズとを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。

二 諸外国との情報交換の推進

国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に活かしていくことが重要である。また、性感染症に関連するH I

V感染症・エイズの研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。

三 国際的な感染拡大抑制への貢献

国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画（UNAIDS）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）等の活動への協力を強化することが重要である。

第六 施策の評価及び関係機関との連携

一 基本的考え方

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省、こども家庭庁等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及びHIV感染症・エイズ対策等に関するNGO等との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と地域及び家庭における社会教育とのより強固な連携による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

二 本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、性感染症の動向を分析し、本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。